

## 天理市防犯カメラ設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、自主的な防犯活動として防犯カメラ（犯罪予防を目的として不特定多数の者が出入りする場所に固定して継続的に設置される映像装置及びこれに付属する機器で録画機能を有するものをいう。以下同じ。）を設置する自治会又は地域の防犯活動を行う団体（以下「自治会等」という。）に対して、予算の範囲内において、天理市防犯カメラ設置補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、天理市補助金等交付規則（平成15年2月天理市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助の要件)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 防犯カメラの設置について、自治会等内の総意を得ていること。
- (2) 地域の防犯活動を行う団体が設置するときは、設置する場所の自治会と協議し、当該自治会の同意を得ていること。
- (3) 防犯カメラの撮影範囲は、主として道路、公園その他公共の場所とし、特定の個人、建物等を監視するものとならないよう、設置方法、設置角度等に特段の配慮がなされること。
- (4) 防犯カメラを道路上に設置するときは、当該道路の占用許可を受け、私有地に設置するときは、当該私有地の所有者の承認を得、電柱に共架するときは、当該電柱の管理事業者の承認を得ていること。
- (5) 犯罪のない安全で安心なまちづくりの視点を取り入れるため、所轄警察署の助言を受けていること。

- (6) 防犯カメラの設置に関する国、他の地方公共団体若しくはこれに準ずる団体の補助金等又は本市の他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。
- (7) 防犯カメラの運用基準を作成していること。
- (8) 防犯カメラを設置していることを示す表示をすること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 防犯カメラ（専用ポール、ケーブル等を含む。）の購入費及び設置工事費
- (2) 防犯カメラの設置表示板の購入費及び設置工事費
- (3) その他防犯カメラの設置に関し、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、限度額を15万円とする。また、1自治会等に対する補助金の交付は、1会計年度につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする自治会等の代表者は、天理市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第1号に規定する自治会等内の総意を得ていることを証するもの
- (2) 第2条第2号に規定する同意又は同条第4号に規定する占用許可若しくは承認を得ていることが分かるもの

- (3) 第2条第7号に規定する防犯カメラの運用基準
  - (4) 防犯カメラを設置する場所の位置図、撮影範囲を示した図面及び現況写真
  - (5) 防犯カメラの概要が分かるカタログ等の書類
  - (6) 防犯カメラの補助対象経費に係る見積書
- 2 前項に規定する申請の期間等については、別に定める。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、審査を行い、交付の可否を決定し、天理市防犯カメラ設置補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

なお、市の予算額を上回る申請があった場合は、抽選により補助を行う自治会等を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、規則第6条第1項各号に掲げる条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第7条 補助金の交付の決定を受けて補助事業を行う申請者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による決定後に当該補助事業の内容を変更しようとするときは、天理市防犯カメラ設置補助事業変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を再審査の上、交付の可否を決定し、天理市防犯カメラ設置補助事業変更等承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第 8 条 交付決定を受けた補助事業者は、補助事業が完了したときは、天理市防犯カメラ設置補助事業実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの補助対象経費として要した費用が明記された領収書の写し
- (2) 防犯カメラの設置状況が確認できる写真
- (3) 設置した防犯カメラで撮影した画像の静止画を印刷したもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 9 条 市長は、補助事業者から前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その報告の内容が補助金の交付決定の内容に適合しているか審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、天理市防犯カメラ設置補助金確定通知書（様式第 6 号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 10 条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者が補助金の交付の請求をしようとするときは、天理市防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第 11 条 市長は、規則第 19 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該取消しに係る補助金が交付されているときは、天理市防犯カメラ設置補助金返還命令書（様式第 8 号）により、期限を定めて補助事業者に返還を命ずるものとする。

る。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。